

子ども・子育て特別委員会調査報告書

令和 7 年 6 月 30 日提出

少子高齢化が進む日本において、子ども・子育て支援は喫緊の課題となっています。特に、地方都市における人口減少の影響は大きく、当市においても出生数の減少、若年層の市外流出などにより、将来の地域社会の維持・発展が危ぶまれています。このような状況のもと、子どもたちが安心して成長し、多様な学びの機会を得ながら、将来に希望を持てる社会の構築が求められています。

こうした課題に対応し、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう令和 5 年 4 月には「こども基本法」が施行され、新たに「こども家庭庁」が発足しました。「こども基本法」は、全てのこどもが健やかに成長し、幸せに暮らせる社会の実現を目指し、国や自治体、社会全体が一体となってこども施策に取り組むことを定めた法律です。従来の制度では縦割り行政の弊害が指摘されていましたが、こども家庭庁の設置により、福祉・教育・医療などの各分野の連携が図られ、こども政策の推進が加速し、地域における施策の充実も期待されています。

まず、子育て支援については、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、育児と仕事の両立支援が大きな課題となっています。待機児童対策を継続するとともに、保育の質の向上、地域全体で子育てを支える仕組みづくりが求められます。また、経済的・心理的負担を軽減するための支援策の充実も不可欠です。こども家庭庁の設立により、自治体の取り組みを後押しするための財政支援や施策の統一化が進められることが期待されています。

次に、子どもの貧困対策については、こどもの相対的貧困率は令和 3 年の国民生活基礎調査では 11.5%であり、日本全体で約 8.7 人に 1 人のこどもが貧困状態にあるとされ、当市においても例外ではありません。貧困は教育機会の格差を生み、将来的な社会的格差の固定化を引き起こす可能性があります。「こども基本法」では、全てのこどもが健やかに成長し、等しく教育を受ける権利を有することが明記されており、当市としても、学習支援や食の支援、生活環境の改善に向けた施策をより強化する必要があります。

さらに、社会の変化に対応した子どもの多様な学びの場の整備が求められています。不登校児童・生徒の増加、発達障がいなど特別な支援を

必要とする子どもの増加など、多様なニーズに対応した学びの機会を提供することが不可欠です。学校教育の充実に加え、フリースクールや自主的な学習の場所など地域社会と連携した学びの場の整備が必要となっています。こども家庭庁においても、多様な学びの環境整備を推進する方針を掲げており、自治体と連携した支援が期待されます。

以上のことから、当特別委員会では、「子育て支援について」、「子どもの貧困対策について」及び「子どもの多様な学びの場づくりについて」の3項目を調査項目と定め、2年間調査研究を行いました。その調査結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 盛岡市の現状と取り組み

(1) 子育て支援の取り組み

盛岡市は、子育て環境の整備を目的として、経済的支援、育児支援サービスの提供、子どもの居場所づくりなど、多方面からの子育て支援策を展開しています。

平成27年度に「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」及び「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定し、保育所における待機児童の解消などをはじめ、さまざまな取り組みを推進してきました。令和2年度には「第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消だけでなく、子育ての経済的負担の軽減、安心・安全な子どもの居場所・遊び場の確保・充実を図るため、子どもと子育て家庭のニーズに即した取り組みを総合的・計画的に推進することとされました。

さらに、令和7年3月にはこれまで個別に策定されていた「子ども・若者育成支援計画」や「盛岡市子ども・若者育成支援計画」、その他の計画などを統合した「盛岡市こども計画」が策定され、さまざまな施策を通じて、子どもたちの健全な育成と、子育て世帯が安心して暮らせる環境の整備を進め、持続可能な子育て支援体制の構築が進められる予定となっています。

育児支援サービスとしては、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談機能を備えた「もりおか子育てねっと」や、地域内での相互支援を促す「ファミリーサポートセンター」などが整備されています。これにより、共働き世帯や一時的な支援を必要とする家庭に対応できる体制が構築されています。また、保護者の病気や出産などによって一時的に

子どもの養育が困難になった場合には、「子育て短期支援事業」により児童の一時預かりが可能となっています。加えて、児童館・児童センターを通じた子どもの居場所づくりや、地域の団体による「こども食堂」の活動支援なども実施されており、行政主導の支援と地域社会との連携によって地域全体で子どもを支える仕組みの整備が進められています。

(2) 子どもの貧困対策の取り組み

当市は、子どもの貧困対策を計画的かつ総合的に推進するため、平成30年3月に「盛岡市子どもの未来応援プラン（盛岡市子どもの貧困対策実行計画）」を策定し、令和2年3月には「第2期盛岡市子どもの未来応援プラン（盛岡市子どもの貧困対策実行計画）」を策定し、全ての子どもが将来に希望を持てる社会の実現を目指し、次の4つのアクションを柱とし、アクションに基づく各取り組みを通じて、子どもの貧困対策を多角的に推進し、全ての子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めています。

ア 貧困を解消する

市は、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、医療費給付事業を拡充しました。具体的には、平成30年度から中学生まで医療費給付の対象を拡大し、令和元年度からは乳幼児の医療費無償化や小学生の医療費現物給付化を実施しました。さらに、令和5年度には高校生まで拡大されました。これにより、保護者の経済的負担が軽減されています。また、就学援助制度の周知強化や、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進にも取り組んでいます。

イ 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力向上を支援する学習支援事業「学びの広場“TOMO”」を市内4箇所で開催しています。冬期間には送迎支援も行われ、参加しやすい環境を整備しました。さらに、就学相談支援事業では、中学生・高校生とその保護者を対象に、進学や就学継続の支援を行い、高校進学率の向上に寄与しています。

ウ 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

児童虐待の予防や早期発見・対応を目的として、関係機関と連携した「盛岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、平成29年度には

専門職を配置して運営体制を強化しました。また、平成 30 年度には「子ども家庭総合支援センター」を設置し、子どもやその家庭、妊産婦等を対象に、専門的な相談対応や必要な調査を行っています。

エ 早期に把握し、適切に支援につなぐ

NPO 法人フードバンク岩手と連携し、食料支援活動を通じて支援が必要な世帯を早期に把握し、相談機関への紹介を行う「子ども支援プロジェクト」を実施しています。平成 30 年度の冬休み期間には、589 世帯に対して約 9.8 キログラムの食料品を発送し、28 世帯を相談機関につなげました。さらに、市民や団体が行う子ども・子育て支援の取り組みに対して補助を行う「盛岡市子ども未来基金」を活用し、子どもの居場所づくりや子ども食堂の支援を行っています。

(3) 子どもの多様な学びの場づくりの取り組み

当市では、不登校の児童生徒や多様な学びを必要とする子どもたちへの支援のため、「不登校児童生徒支援プラン」や「盛岡市不登校対策マニュアル」を策定し、学校内外における学習環境の整備と不登校対策・支援体制の充実を図っています。「校内教育支援センター」を市内の中学校は全校に、小学校は一部の学校に配置し、学校に在籍しながら別室等で学習や生活の支援を受けられる体制を構築しています。これは、学校とのつながりを保ちつつ、個々の児童生徒に応じた柔軟な対応を可能にするものです。また、学校外の支援としては、教員 O B や専門の指導員を配置した教育支援センター「ひろばモリーオ」を青山地区と仙北地区に設け、学習支援や体験活動、集団活動を通じて社会的自立や学校復帰を目指す支援を行っています。

さらに、当市は民間のフリースクールとの連携にも取り組んでおり、市の不登校対策委員会にはフリースクール関係者も参加しており、情報共有や支援の一体化が進められています。市内のフリースクールとしては、「盛岡ユースセンター」や「みんなのまなびば ぐるぐるの森」などがあり、それぞれが特色ある支援活動を展開しています。これらの施設は、不登校の子どもたちに対して、学習支援や居場所の提供、自然体験活動、進学支援など、多様な学びの選択肢を提示しています。

当市のこうした取り組みなどは、学校に通えない子どもたちが孤立することなく、自分に合った学び方を選択できるようにすることを目的としており、教育機関、行政、地域及び民間が連携する形で進められている点が特徴です。

2 委員会の調査活動

(1) 勉強会

ア 盛岡市の子育て支援及び子どもの貧困対策について（令和5年12月27日実施）

子ども未来部子ども青少年課から、子育て支援及び子どもの貧困対策に関する取り組みについて説明を受けました。

当市では第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、「健やかに育つ環境」、「安心して産み育てられる環境」及び「地域で支える環境」の実現を目指し、児童センターや放課後児童クラブの整備を進めており、特に、未設置の小学校区への整備が進められ、令和6年度には全小学校区への児童センター配置が完了する見込みとのことです。また、子どもの貧困対策として、フードバンク岩手による食料支援や、子ども食堂への支援、児童扶養手当受給世帯を対象とした進学・就労・生活支援の相談事業を実施しています。さらに、低所得世帯を対象とした保育料や給食費、放課後児童クラブの利用料軽減、学習支援事業なども展開しています。

イ 盛岡市における子どもの多様な学びの場づくりについて（令和6年7月2日実施）

教育委員会教育研究所から、盛岡市における子どもの多様な学びの場づくりについて説明を受けました。

当市では不登校児童生徒の増加を受け、学校内外で多様な学びの場を確保する支援体制を構築しています。教育委員会では全課横断的に「不登校対策本部」を設け、フリースクールや医療機関等と連携した「不登校対策委員会」も設置しました。主な施策としては、①安心して学べる学校づくりの推進、②校内教育支援センターの設置・拡充、③教育支援センター「ひろばモリーオ」の機能強化があります。特に、令和6年度からは、教育相談員が各学校へ出向く「アウトリーチ型支援」に注力し、学校に通いづらい子どもへの支援を身近な場所で行える体制を整えており、連携するフリースクールとも情報共有を図り、児童生徒の状況に応じた柔軟な学びの保障の実現を目指しているとのことです。これらの取り組みを通じて、市は不登校の子どもたちの社会的自立を支援し、「誰一人取り残さない教育環境」の構築を目指しているとのことです。

ウ 盛岡ユースセンターの取り組みについて（令和 6 年 7 月 2 日実施）
認定 N P O 法人盛岡ユースセンターから、盛岡ユースセンターの取り組みについて説明を受けました。

盛岡ユースセンターは、盛岡市に拠点を置く認定 N P O 法人で、不登校や学校への通いづらさを抱える子どもたちに対して、学習や生活支援を行うフリースクールを運営しています。対象は小学生から高校生までであり、特徴として、通信制高校や高卒認定試験の学習支援、小中学生への個別対応を行っています。フリースクールにおける活動では、学習だけでなく、調理や創作活動、自然体験など多様なプログラムを取り入れ、子どもが自らの興味関心に基づき学べる環境の提供を目指しているそうです。一方で、運営における課題も顕在化しており、近年の利用希望者の増加により、特に小学生の受け入れが定員を超える状況となり、利用まで待機となる児童が発生しているとのこと。また、施設の老朽化の物理的問題も深刻であり、現在は移転を視野に入れた資金調達活動を行っているそうです。さらに、経済的事情から通所が困難な家庭への支援体制も十分とは言えず、寄附による利用料の減免措置などを講じているものの、安定した財源の確保が課題となっているとのこと。

（２）先進地視察

ア 習い事・塾代助成事業について（大阪府大阪市）（令和 6 年 1 月 24 日実施）

大阪市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、教育格差の是正を図るために「習い事・塾代助成事業」を実施しています。この制度は、学習塾、家庭教師、文化教室、スポーツ教室など学校外での教育活動にかかる費用のうち、月額 1 万円を上限に助成するものです。対象者は、大阪市内に住む小学校 5 年生から中学校 3 年生までの児童生徒を養育している家庭のうち、一定の所得制限を満たす世帯であり、市内の対象児童生徒の約半数に相当します。制度の運用には I C チップ付きの「習い事・塾代助成カード」が用いられ、事前に登録された塾や教室でカードを提示することで助成を受ける仕組みとなっています。事務処理やシステム管理、参画事業者の募集、問い合わせ対応などは、民間事業者に包括的に委託されています。アンケート調査によれば、利用者の多くが経済的支援の効果や子どもの学習意欲向上、個性や才能を伸ばす機会の創出といった成果を感じており、「学校の成績が向上した」、「学習に前向きになった」と回答した保護者・生徒

も多数存在しました。一方で、カードの交付率や利用率が伸び悩んでおり、制度の周知不足や利用対象施設の限定などが課題とされています。こうした課題への対応として、令和6年10月からは所得制限を撤廃し、対象者を全市の小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒全員に拡大する方針が示されており、利用者の増加が見込まれています。

イ 離婚等の子ども養育支援について（兵庫県明石市）（令和6年1月25日実施）

明石市では、離婚や別居により影響を受ける子どもたちを支援するための「子ども養育支援政策」を実施しています。この政策は、子どもの立場を最優先に据えた支援を基本理念とし、母親・父親いずれの視点でもなく、子ども本人にとって最善となる環境を提供することを目指しています。また、子どもの支援は親や家庭だけではなく、基礎自治体としての市が主体的に責任を持って取り組むべきだという考えが根底にあります。さらに、この取り組みが全国の他自治体にも普及することを意識し、他地域でも再現可能な制度設計となっています。具体的には、養育費や面会交流の取り決めに促進するための「こども養育プラン」や「合意書」の様式を配布し、相談支援も実施しています。調停申立てや公正証書作成の費用を全額補助する「養育費等・親子交流取決めサポート事業」も実施しており、経済的な理由で手続きを断念せざるを得ない世帯にも対応しています。また、支払いが滞った養育費について、市が養育費の支払い者に直接催促し、不払いが続く場合に3箇月間月額5万円を立て替える「こどもの養育費立替支援事業」や、支払われない養育費を確保するための裁判所への差押え手続き支援や費用補助を行う「養育費差押えサポート事業」も実施しています。そして、面会交流の機会を保障するため、市が中立的な立場で日程調整や場所の提供を行い、職員が引き渡しに立ち会う「親子交流コーディネート事業」も他に類を見ない取り組みとなっています。相談支援体制も充実しており、家庭裁判所調査官経験者や弁護士など専門的知見を有する職員による相談を実施しています。明石市の一連の政策は、低予算からスタートし、10年にわたり少しずつ拡充されてきた実績を持ち、子ども中心の支援を確実に制度化した自治体の成功例として高く評価されています。

ウ シェルターインクルーシブプレイスコパルについて（山形県山形

市）（令和 6 年 1 月 26 日実施）

山形市では、誰もが自由に遊び、学べるインクルーシブな屋内遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイスコパル」を整備しました。この施設は、障がいの有無、人種、言語、家庭環境に関わらず、全ての子どもたちが対等に遊び学べる環境を提供することを目指しており、全国的にも先進的な事例として注目されています。施設は令和 4 年に開設され、オープンからわずか 1 年で利用者 30 万人を突破するなど非常に高い人気を誇っています。建築にあたっては P F I 手法の B T O 方式を採用し、民間企業が設計・建設を行った後、施設の所有権を市が取得し、運営・維持管理は民間事業者が 15 年間にわたり担う仕組みとなっています。施設の設計においては、ワークショップやヒアリングなどを通じて地域住民や有識者の意見を反映し、「全てが公園のような建築」をコンセプトに、スロープや段差、自然素材を多用し、子どもの五感を刺激する空間が構築されています。特に、車いす利用者でも遊べるブランコなど、全ての子どもが共に楽しめる遊具が設置されており、遊びそのものがインクルーシブなデザインとなっています。また、山形市産のカラマツを用いた大規模な木造ドームなど、地域資源の活用も図られており、経済や林業への波及効果も期待されています。本施設は、子育て世帯の強い要望を受けて整備されたものであり、雨天時や冬期間でも安心して遊べる屋内施設として、山形市の南部地域の新たな子育て支援拠点となっています。

エ 中高生の居場所づくり事業「なごみんはあと」について（愛知県刈谷市）（令和 6 年 10 月 16 日実施）

刈谷市では、中高生のための居場所づくり事業として「なごみんはあと」を実施しています。この事業は、学校や家庭以外で安心して過ごせる場所を中高生に提供することを目的に、平成 22 年 4 月から開設されました。活動拠点は刈谷市総合文化センター「アイリス」内にあり、刈谷駅前という立地の良さから、中高生が放課後に立ち寄りやすい環境となっています。運営は、N P O 法人子育て・子育て N P O スコップに委託され、大学生スタッフと共に、夏休み等の長期休暇中を除く毎週火曜日と木曜日の午後 4 時から午後 9 時に利用できます。

「なごみんはあと」は、勉強や雑談、悩み相談など自由に過ごせる空間であり、中高生自らがイベント企画を行う機会も設けられています。スポーツ活動や調理実習、夏休み中のフォトコンテストなど、中高生の自主性を促すプログラムが展開されており、自己肯定感や

自立心の醸成にもつながっています。平成 29 年からは、大学生ボランティアによる学習支援「なごみん塾」も併設され、教育的支援の側面も強化されました。

利用手続きは非常に簡単で、名前と学年を伝えるのみで利用が可能となっています。大学生スタッフには交通費として一律 1,000 円が支給され、有償ボランティアとして位置づけられています。主に一般的な家庭の子どもたちが多く利用しているようです。運営する NPO 法人では、「なごみんはあと」などや「なごみん塾」利用促進のため同センター内にある自主学習スペース利用者への周知活動も実施しており、センター管理者との連携も図られています。

事業開始の背景には、家庭に居場所がない子どもたちが非行に走ってしまうことやいじめによる悲しい事件があったことなどもありましたが、単なる居場所ではなく、子どもたちが自分たちで考えて自分たちの意見を実現させ、自己肯定感を高め前進するといった自立を支援する場として位置づけられています。今後は、刈谷市の南北それぞれに新たな拠点を設ける構想もあり、さらなる展開が期待されています。

オ 武蔵野市子どもの権利条例について（東京都武蔵野市）（令和 6 年 10 月 17 日実施）

武蔵野市では、平成元年 11 月 20 日の国連総会で採択された「子どもの権利条約」の理念に基づき、「子どもの権利条例」を制定しました。子どもの権利条例は、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を社会全体で保障していくための法的枠組みとして制定されました。制定までには、令和 2 年度の庁内検討会議を経て、3 年度から市民・有識者・関係団体を委員に加えた「子どもの権利に関する条例検討委員会」での議論を重ねるとともに、パブリックコメントの実施や中高生のワークショップ「Teens ムサカツ」による当事者の意見も積極的に反映しながら、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

条例では、「生きる権利」や「学ぶ権利」、「遊ぶ権利」、「休息する権利」など 8 つの基本的な権利を掲げ、それぞれに関して市・保護者・市民・教育施設などの責務を明確にしています。また、条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合に対応するため、令和 6 年 10 月には市庁舎内に「子どもの権利擁護センター」を開設しています。大学教員、弁護士、公認心理師の 3 人が子どもの権利擁護委員として任命され、認定心理士・精神保健福祉士の相談・調査専門員とともに、相談

対応や制度改善の提言、普及啓発活動に取り組んでいます。

同センターでは、子ども専用フリーダイヤルを含む複数の相談手段を用意し、子どもが自らのペースで安心して相談できる環境を整備しています。現在は平日午後の限られた時間のみ開所していますが、将来的には保健センターへの移転により夜間や休日の対応も可能になる予定です。

条例の普及活動が課題であり、啓発リーフレットや動画の作成、市内小学生によるポスター作成、市報での特集号発行など、子どもと大人の両者への多面的なアプローチが展開されています。条例の制定には、前市長の強いリーダーシップがあったことも重要であり、議会とも連携して合意形成が図られました。今後は、制度の運用強化とともに、より深い子どもの権利理解のための教育・啓発活動が求められています。

カ 民間不登校児童生徒支援施設事業費補助及び民間不登校児童生徒支援事業利用者支援について（茨城県つくば市）（令和6年10月18日実施）

つくば市では、不登校対策が急務となり、令和4年度に「不登校に関する児童生徒支援検討会議」を設置し、さまざまな不登校児童生徒への支援策を検討しました。検討の中で、長期欠席児童生徒とその保護者にアンケートを行ったところ、学校外の民間施設利用や利用における経済的支援などのニーズがあることが判明し、5年度から民間事業者への支援及び利用者の保護者への支援の2つの制度の実施に至りました。

民間不登校児童生徒支援施設に対しては、補助の上限を設けた上で人件費や消耗品費などの事業経費の最大2分の1を補助する制度であり、開所日数や時間、学校との連携など厳格な条件を満たす必要があります。令和5年度の補助件数は2件であり、それぞれNPO法人と個人事業主へ計1,130万円の補助とのことでした。申請数は想定を下回る結果となり、アンケート調査を行ったところ、申請手続きを簡便にしてほしいなどの意見もあり、制度の周知や効率化が今後の課題とのことでした。

利用者の保護者への経済的支援として、令和5年度から公設施設の利用料が無料であることに対し、民間施設は有料であり、利用者負担の差を小さくするため、月額2万円の年間最大24万円までの補助を行っています。オンライン支援事業や訪問支援事業も対象として

おり、事業開始の令和５年度は１０７人に約１,４７０万円が交付され、利用者の選択肢拡大と経済的支援につながったと評価する一方、制度の周知が課題とのことでした。

つくば市は、学校への復帰を前提としない柔軟な支援の在り方を基本とし、子ども自身の意思を尊重した多様な支援環境の構築を目指しています。民間施設との連携も強化しており、活動報告書の提出を義務付け、学校・教育委員会と情報を共有する体制が整えられています。今後は、補助制度の見直しや申請手続きの簡素化を進めるとともに、メタバースなど新たな支援手法の研究も検討することとしています。

３ 調査事項についての提言

当市では令和７年３月に「こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー」を理念とする「盛岡市こども計画」が策定され、こども・若者・子育て世帯への支援が一体的に進められようとしています。この計画は、こどもたちの声を反映し、権利を尊重する姿勢を明確に打ち出した点で、高く評価できます。しかし、その実効性を担保し、持続可能な制度に育てていくには、さらに実務的かつ地域密着型の強化が必要です。

本提言では、子育て支援、貧困対策、学びの多様性の各視点から、盛岡市が一層先進的な子ども政策都市へと進化するための具体的方策を提案します。

（１）子育て支援について

ア インクルーシブな屋内児童遊戯施設の整備について

当市においては、小学校区ごとに児童センターが設置されており、全国的に見ても子どもたちの放課後の居場所環境が充実しているものと思われます。一方で、遊具を備えた屋内型の施設が市内に少なく、雨天時や冬期間に子どもたちがのびのびと遊ぶことができる場所が不足していることが、子育て支援における課題の一つと考えられます。山形市でも当市と同様の課題があり、地域から全天候型の屋内遊戯施設の整備について多くの要望が寄せられていたことから、屋内児童遊戯施設「べにっこひろば」を整備し、設置後の課題などを踏まえた上で、性別や年齢、人種・国籍の違い、障がいの有無など、異なる背景や特性をもつ人々が互いを認め合い、ともに生きるインクルーシブな屋内型児童遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイスコパル」を整備しています。この施設では、子育てについての相談や

保護者同士が交流できる機能を持つ子育て支援センターも併設されています。

当市においても、山形市における屋内児童遊戯施設を参考に、冬期間や悪天候であっても、子どもが安心して遊ぶことができ、保護者も子育ての相談などができる、親子でともに過ごせる機能を持ちながら、誰もが遊び、学び、交流できる設計を特徴とし、五感に訴える空間や車いすで利用できる遊具など、あらゆる子どもが自然に共存できる工夫がなされた盛岡市版「インクルーシブプレイス コパル」の整備を求めます。

施設の整備・運用にあたっては、山形市における整備手法を参考に、設計建設の後、市に所有権を移転した上で、民間事業者が運営維持管理を行うＢＴＯ方式を採用することで、民間の力を生かすことも重要です。

イ 子どもの権利条例の制定について

子育て支援として保護者への支援や子育てしやすい環境の整備を進めるだけでなく、子ども自身を支援するという着眼点も必要です。

当市では、令和６年度から複数あった相談先を一本化した「こども家庭センター」を設置し、併せて、子どもが抱える、いじめや家庭などでの悩みについて、子どもが納得する解決を図るため、同センター内に「こども相談室」を開設し、子どもの声を受け止める取り組みを強化しました。また、令和７年１月には「ＮＰＯ法人あなたのいばしょ」とのこども相談に関する連携協定に基づき、２４時間３６５日のチャット相談も始まり、３月には「盛岡市こども計画」が策定され、子どもの権利を保障する体制の構築が着実に進められています。しかしながら、「盛岡市こども計画」において「全てのこども・若者の権利を尊重する」姿勢が示されていますが、当市の現行体制では権利侵害への救済手段や、子どもの声を政策に反映する構造が十分とは言えません。そのため、子どもアドボケイト（子ども意見代弁者）や、子どもコミッショナー（子どもの権利擁護委員）の設置が急務と言えます。

武蔵野市子どもの権利条例は、子どもの権利制度の中核を成しており、子どもの声を社会に届ける仕組みとして高く評価されています。当市においても、武蔵野市のような条例制定に向けた慎重な検討を行いつつ、子ども自身が声を上げられ意見を表明し、社会に参加できるよう、子どもの権利条例の制定を求めます。

(2) 子どもの貧困対策について

ア 学習・体験の機会均等を実現する助成制度の創設

当市では、子どもの貧困対策として、食料支援や学習支援など多様な取り組みを進めてきました。しかしながら、支援が行き届かない家庭はいまだ多く、子どもたちの健やかな成長や学びの機会が、家庭環境や経済状況に左右される実態があります。

経済的な理由で学習塾や習い事への参加が制限される子どもは少なくありません。こうした状況は、将来的な学力格差や自己肯定感の低下、社会的孤立へとつながる恐れがあります。教育の機会均等は全ての子どもに保障されるべき権利であり、地域社会全体でその実現を図る必要があります。この点で、大阪市の「習い事・塾代助成事業」は有効なモデルとなります。同制度では、一定の所得制限を設けたうえで、月額1万円を上限に学習・文化・スポーツ活動の費用を助成しており、経済的負担を軽減しつつ、子どもの多様な可能性を育む仕組みを提供しています。制度導入以降、利用者からは「子どもが自信を持てるようになった」、「進学希望を持てるようになった」などの声が寄せられており、教育的・社会的効果が実証されています。

当市においても、単なる福祉施策ではなく、地域社会全体で子どもの育ちを支える投資として、大きな意義を持つことから、地域の教育資源や民間団体と連携しながら、子どもの貧困対策として、所得制限付きの学習・体験活動助成制度の創設を求めます。

イ 離婚等の子ども養育支援

当市においては、児童扶養手当受給資格者であるひとり親世帯への令和5年8月調査において、対象約1,700人のうち回答のあった821人の中で、「養育費を取り決めどおりもらっている」割合が31.18%である一方、「養育費の取り決めもしていないし、もらっていない」割合が47.75%となっており、養育費を受け取れていない家庭が確実に存在します。離婚後、適切に養育費を受け取れず、経済的理由により子どもが困窮してしまうことは、子どもの経済的安定や心理的安心を損なう要因となります。そのため、離婚後も養育費の確実な受け取りや面会交流を行うことができるよう、調停調書や公正証書などの公的な書類の作成を支援する「養育費等・親子交流取決めサポート事業」や、養育費の支払いがない場合の「こどもの養育費立替支援事業」及び「養育費差押えサポート事業」といった明石市における事業を当市においても実施することを求めます。

そして、離婚後の父母間の関係により子どもが望むような面会交流が行われていない家庭に対して、子どものための面会交流を行う体制の整備も不可欠です。

当市においては、家庭問題情報センター（F P I C）盛岡ファミリー相談室による親子交流支援事業や相談事業が行われていますが、子どもとその保護者が法的な知識に基づいた助言を受けやすくし、安心して支援制度を利用することを可能とするために、明石市のように、市として弁護士資格を有する職員を配置した養育費確保支援や面会交流の調整支援を行う専門部署を設置することを求めます。

（３）子どもの多様な学びの場づくりについて

ア 中高生の居場所づくり

当市では、小学生の居場所としては、放課後に利用できる児童センターや放課後児童クラブがあり、自主学習などをすることができますが、中学生や高校生には、家庭や学校以外で安心して過ごすことのできる場所が不足しており、居場所の欠如が孤立感や精神的不安定さを引き起こす要因となっているものと考えられます。

刈谷市で実施されている「なごみんはあと」は、中学生・高校生が放課後に自由に立ち寄り、仲間と交流しながら過ごせる学びの場として好事例と言えます。

「なごみんはあと」では、学習や相談対応を担う大学生スタッフが配置されており、子どもたちとの年齢的な距離の近さを生かしたピアサポートが実現されています。当市においても、同様の学びの場づくり事業を創設し、中高生が日常的に利用できる体制を整えることを求めます。

刈谷市では、現在の「なごみんはあと」と同様の場所を市内に複数設置することを検討しており、同市の約 17.5 倍の面積を持つ当市においても複数箇所の設置を検討すべきです。

こうした取り組みは、教育支援の枠を超え、子どもたちの心の安定や社会性の育成、さらには地域の子育て環境全体の向上にも資するものと考えられます。

イ フリースクール及び利用者への支援

当市において、不登校や学校に通いづらさを抱える子どもたちの支援拠点となっているフリースクールは、学習支援に加えて、生活面のサポートや自然体験など、学校とは異なる多様な教育機会を提供

しており、極めて重要な存在です。しかし、近年、フリースクールでは利用希望者の増加に伴い待機児童生徒が生じており、併せて施設の老朽化や財源の不足といった深刻な課題が表面化しています。これらの課題に対応するためには、つくば市のように民間施設に対する運営費補助制度を導入し、安定した支援の継続を可能とする体制の構築を求めます。また、家庭の経済状況にかかわらず子どもたちがフリースクールを利用できるよう、利用料に対する補助制度の導入も必要です。

当市において、こうした支援を制度化し、子どもたちが学校以外の場でも尊厳を持って成長できる環境づくりを推進するよう求めます。

4 結びに

当市が描く「こどもまんなか盛岡市」という未来像は、単なるスローガンにとどまらず、全てのこどもたちがその尊厳と可能性を保障され、安心して成長していける社会の実現をめざすものです。その実現には、既存の施策を着実に進めるだけでなく、時代の変化や子どもたちの多様なニーズに即した新たな視点と挑戦が不可欠です。

いま私たちが向き合うべきは、少子化や経済格差、孤立といった複雑な社会課題です。しかし、そうした課題の中にこそ、未来への可能性が眠っています。子どもを中心に据えるということは、単に子どもに優しくするという意味ではなく、子どもたちの育ちや声をまちづくりの中核に据え、社会のあり方そのものを再構築していくことです。つまり、子ども政策の充実は福祉や教育にとどまらず、まちの持続性、経済の活力、そして市民の幸福度を高める根幹的な政策と位置づけられるべきです。

この報告書で示したように、当市はすでに他都市に誇れる施策や理念を多く有しています。これを基礎に、地域社会の力と行政の責任、そして市民の意志と共感を結集していくことで、より成熟した「こどもまんなか社会」の実現は十分に可能です。今こそ、地域全体が未来の担い手である子どもたちへの責任を共有し、誰一人取り残さず、全ての子どもたちが「ここで育ってよかった」、「ここで生きていきたい」と感じられる盛岡を築いていくときです。

当委員会の提言によって、当市が全国に先駆けた子ども政策都市として、未来に誇れる選択を今ここで行うことを強く期待し、報告いたします。